

# 令和 8 年度環境基本計画推進業務支援・審議会運営補助業務委託仕様書

## 1 目的

京都市では、この度、京都市環境基本条例に基づく環境基本計画 2026-2030 を策定した。

今後、当該計画を着実に推進するため、本業務は、当該計画の推進業務を支援するとともに、毎年度実施している当該計画の進捗管理及び京都市環境審議会（環境基本計画評価検討部会を含む）の運営に対する補助を行うものである。

## 2 業務委託内容

### (1) 計画の進捗管理及び審議会・部会の運営補助

市環境基本条例第 8 条に定める年次報告書を作成する。今年度作成分は、前計画（京都市環境基本計画 2016-2025）の最終年度分となるとともに、新計画（環境基本計画 2026-2030）の基準となることを踏まえて、当該報告書の作成にあたっての、内容の更新作業を行うこと。

なお、当該報告書に盛り込む要素や基礎資料（市民アンケート調査結果等）は、本市から提供する。

また、環境審議会、環境基本計画評価検討部会に出席し、審議内容を把握するとともに、会議録を作成する等、審議会・部会の運営を補助すること。

### (2) 計画推進業務の支援

#### ア 主体別指針の策定業務

より多くの方に共有いただき、行動変容・行動の活性化につなげていくため、滞りながらも含めた、各主体に求められる行動を具体的に明確化し、各主体の役割や、具体的な行動と効果を分野横断的に掲げる「主体別指針」を作成することから、作成にあたっての内容検討及び関係資料作成の補助、周知啓発の検討（リーフレットの作成等）を行うこと。

#### イ 市民等の参画プロセスの提案・補助

より多くの主体が環境に資する行動をとるために、前述した業務などの実施を通じて、市民・事業者・滞り者等の意見を適切に反映させるための参画プロセスの手法について提案するとともに、その補助を行うこと。

以下（ア）（イ）については、実施を前提として検討し、その他必要な内容について提案を行うこと。

##### (ア) ラウンドテーブルの開催

本市と様々な主体が対話し、様々な主体が施策の立案・決定・実施・評価の過程に参加できる仕組みとして開催する（想定：1 回開催、50 名～60 名規模）ことから、開催にあたっての会場やファシリテーターの手配、関係資料作成の補助等、各種事前準備業務を行うほか、受付、司会進行等、当日の各種業務を

行うこと。

#### (イ) 滞在者を対象としたワークショップの開催

市民、事業者、滞在者それぞれの具体的な行動を分野横断的に掲げる「主体別指針」のうち、滞在者の行動指針の策定に向け、留学生等、滞在者を対象とした、意見聴取を行うことから、開催にあたっての関係資料作成の補助等、各種事前準備業務を行うほか、当日の各種業務を行うこと。

#### ウ 環境教育・学習基本指針の見直し業務

環境基本計画 2026-2030 の「ひと・しくみづくり」において、多様な主体による情報発信を前提とする、双方向での「情報発信・コミュニケーション」の促進を新たに掲げており、このような当該計画の新たな観点を踏まえ、「環境教育・学習基本指針」の見直しにあたっての内容検討及び関係資料作成の補助、周知啓発の検討（当該指針の冊子内容の見直し等）を行うこと。

#### エ その他

##### (ア) 土地種類別機能の整理

環境機能の向上に向けたしくみづくりに向け、土地の利用の種類ごとに、どのような機能を果たしているのかが分かる資料を作成することから、内容の検討及び関係資料作成の補助を行うこと。

##### (イ) インセンティブを意識した取組の検討補助

市民の皆様が楽しみながら、事業者の皆様には事業の継続発展につながるなど、前向きに取り組んでいただくためのインセンティブを意識した取組の検討及び関係資料作成の補助を行うこと。

※取組自体は令和9年度に実施する想定。

#### 【参考】スケジュール（想定）

令和8年	5月～	主体別指針策定に向けた内容検討 環境教育・学習指針の見直しに向けた内容検討 ラウンドテーブル開催に向けた内容検討 土地種類別機能の整理 インセンティブを意識した取組の検討
	8月～	第1回環境審議会 （各部会進捗状況報告等） 第1回環境基本計画評価検討部会 （進捗状況報告（年次報告書案報告）等） ラウンドテーブル開催
令和8年	12月	主体別指針策定 環境教育・学習基本指針見直し

### 3 契約期間

契約の日から令和9年3月31日までとする。

#### 4 成果品

以下の成果品を提出するものとする。

- (1) 本業務において収集・作成した電子データ一式（CD 1部）
- (2) 「2(1) 計画の進捗管理及び審議会・部会の運営補助」「2(2) 計画推進業務の支援」の内容を取りまとめた業務報告書（A4版、製本したもの5部）

#### 5 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、本市担当職員と十分に協議すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様に関し疑義が生じたときは、両者協議の上、これを定め、協議が整わない場合は本市の定めるものとする。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は京都市に帰属する。

#### 6 問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 本庁舎1階

京都市環境政策局環境企画部環境総務課 計画担当：中村、高橋、浦

電話番号 075-222-3450

FAX番号 075-222-3426

メールアドレス [kankyosomu@city.kyoto.lg.jp](mailto:kankyosomu@city.kyoto.lg.jp)